

再生可能エネルギー発電事業に関する協定書（素案）

塩尻市長（以下「甲」という。）と事業者名・代表者の職氏名（以下「乙」という。）は、乙の実施する再生可能エネルギー発電事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は乙が塩尻市内において実施する再生可能エネルギー発電事業の適正な推進を図ることを目的とする。

（本協定の期間）

第2条 甲及び乙が本協定を解除することを別途書面にて合意する場合を除き、本協定の期間は、本協定締結の日から本事業の終了時までとする。

2 本事業の終了時とは、乙が本事業に関する施設の全て（以下「発電施設」という。）を適正に撤去及び処分し、事業跡地について緑化等の原状回復を完了した時点とする。

（乙の責務）

第3条 乙は、発電施設を適正に維持管理し、本事業の円滑な推進、本事業に伴う環境影響の低減及び災害発生の未然防止に努めるとともに、発電施設による発電を終了した場合は、速やかに発電施設を撤去し、土地所有者と協議の上、早期の緑化の実施等に努め、可能な限り原状回復を図らなければならない。

2 乙は、本事業を誠実かつ主体的に遂行し、放棄せず、かつ、甲による事前の承諾なく、本事業以外の事業を行ってはならない。

（情報の開示等）

第4条 乙は、別紙の定めに従い、甲に対して本事業及び乙自身に関する情報の報告又は開示を行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、甲が合理的に必要と認めた場合には、甲は、乙に対し、本事業の計画、実績、財務状況その他本事業に関連する事項につき、報告資料の作成及び提出を求めることができる。

3 乙は、前項の求めを拒否すべき合理的な理由のない限り、甲の請求に基づき、都度速やかに、資料を作成し、これを甲に提出するものとする。

（当事者間の協力）

第6条 甲及び乙は、本事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、本事業が適正かつ円滑に実施されるよう努めるものとする。

(住民説明等)

第7条 乙は、工事の実施等に係る地元調整等を自らの責任において適切に行うものとし、周辺住民その他の利害関係者等から、本事業に関し説明や視察等の要望があった場合は、誠実に対応するものとする。

2 乙は、その事業活動に伴って発生する生活環境上の影響及び災害の防止に関する措置について、市民等から苦情を受けたときは、誠意をもってその解決に努めるものとする。

(法令等の遵守)

第8条 乙は、本事業に関する塩尻市再生可能エネルギー利用設備の設置等に関するガイドラインその他の関連する法令（以下「法令等」という。）の規定を遵守しなければならない。

2 乙は、法令等に基づき甲が行う立入検査及び報告の徴収に協力するとともに、甲が法令等に基づく勧告、指導、命令等を行った場合は、速やかに必要な措置を講じるものとする。

3 乙は、本事業について、法令等違反の状態となった場合は、速やかに当該法令等違反の状態の解消のために必要な措置を講じるものとする。

4 甲は、第2項に定める法令等に基づく報告のほか、必要があると認めるときは、乙が行った環境の保全又は災害の防止のための措置の内容、調査・測定の結果その他の環境保全活動の内容等について報告を求めることができる。

(事故時の措置)

第9条 乙は、生活環境の保全及び災害の防止に重大な影響のある事故その他の緊急事態に対処するため、設備を整備し、その事業に従事する者を訓練し、及び対応手順を確立しなければならない。

2 乙は、重大な事故又は損傷等の事故が発生し、生活環境の保全及び災害の防止に重大な支障が生じたとき、又はそのおそれがあると認められるときは、ただちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに甲にその状況を報告するものとする。

3 前項の場合において、甲が必要な措置を指示したときは、乙はこれに従うものとする。

(違背時の対応)

第10条 甲は、乙が本協定に定める事項を履行しないとき、又はそのおそれがあると認めるときは、乙に対し必要な勧告を行うことができるものとし、乙はそれに応じるものとする。

2 甲は、乙が前項の勧告に応じないときは、乙に対し、必要な措置を講ずることを指示するものとし、乙はこれに応じなければならない。

3 甲は、前項に係る一連の経過について公表することができる。

4 甲は、乙が下記のいずれかに該当したと認めるときは、第1項の勧告を行うことなく、第2項に規定する措置を講ずることを指示することができるものとし、乙は甲の指示に応じなければならない。

(1) 虚偽の報告を行ったとき

(2) 故意又は重大な過失により本協定に定める事項を履行しなかったとき

5 甲は、前項に係る違反行為及び甲が行った指示の内容について公表するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第11条 乙は、本事業若しくはその持分の全部若しくは一部を第三者に譲渡し又は担保に供するときには、甲に対して事前に報告するとともに、本協定を当該第三者に承継させることを約するものとする。

(表明保証)

第12条 乙は、甲に対して、次の各号に掲げるすべての事項が真実かつ正確であることを表明及び保証するものとする。

(1) 乙が日本の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であること。

(2) 現在暴力団に該当せず、次に掲げるいずれにも該当せず、また、将来にわたって該当するおそれもないこと。

ア 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

イ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ウ 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員を利用していると認められる関係を有すること。

エ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

オ 役員、出資者又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(守秘義務)

第13条 甲は、本協定に定める場合を除き、乙の書面による事前の承諾を得ない限り、乙から開示された情報（乙及びそのグループ企業の財務情報等を含む。）を、本協定の履行の目的以外に使用し、及び第三者に提供してはならず、また公表、宣伝その他開示しないものとする。

(疑義等の処理)

第14条 甲及び乙は、本協定に関して疑義が生じたとき又は本協定の履行に関して必要が生じたときは、速やかに協議し、その解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、記名押印の上各自 1 通を所持する。

○年○月○日

甲 住 所
氏 名 印

乙 住 所
事業者名
職 氏 名 印